

総行女第25号
総行給第60号
令和5年10月20日

各都道府県総務部長
(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)
各指定都市総務局長
(人事担当課扱い) } 殿

総務省自治行政局公務員部
女性活躍・人材活用推進室長
給与能率推進室長
(公印省略)

男性職員の育児休業取得率が着実に上昇している団体の取組事例の提供について

男性職員の育児休業の取得については、「男性職員の育児休業の取得促進に向けた取組の一層の推進について」（令和5年6月13日総行公第55号・総行女第13号。以下「令和5年6月通知」といいます。）でお伝えしたとおり、「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）にて、国・地方の公務員（一般職・一般行政部門常勤）に係る男性の育児休業取得率の政府目標について、令和7年までに1週間以上の取得率を85%、令和12年までに2週間以上の取得率を85%に引き上げることとされたところです。

この新たな政府目標を踏まえ、令和5年6月通知において、男性職員の育児休業取得率の数値目標について、政府目標を踏まえた新たな目標設定を行っていただきたいことと合わせて、今後、先進的な取組事例を新たに収集し、情報提供する予定である旨お伝えしました。

今般、男性職員の育児休業取得率が着実に上昇している7団体における取組について、そのポイントを別添1のとおり整理し、具体的な取組を別添2～8のとおり取りまとめました。いずれの取組も、人事担当課が積極的に関与するなどの方法により、男性職員の育児休業の取得に至るプロセスを具体的に定めて組織的に後押しするとともに、育児休業をより取得しやすい環境整備を進めています。

地方公務員の育児休業取得率や取得促進に向けた取組状況については、各団体間で差が見られる状況にありますが、別添のポイント及び取組を参考に、男性職員の育児休業取得促進に、より一層、積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨周知いただくとともに、各市区町村等においてもより積極的な取組が行われるよう、助言方お願いいたします。

また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第59条（技術的助言）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的助言）に基づくものです。

【連絡先】総務省自治行政局公務員部公務員課
女性活躍・人材活用推進室 加藤、窪田
電話 03-5253-5546（直通）
給与能率推進室 伊東、加藤
電話 03-5253-5551（直通）